

船舶事故調査報告書

平成29年2月2日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司 邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成28年7月3日 12時40分ごろ
発生場所	岡山県笠岡市真鍋島東岸の砂浜沖 真鍋島港本浦A防波堤灯台から真方位083°600m付近 （概位 北緯34°21.5′ 東経133°35.2′）
事故の概要	水上オートバイマナベⅡは、錨泊中、また、水上オートバイ真鍋丸Ⅱは、東進中、両船が衝突した。 マナベⅡは、乗船者2人が負傷し、左舷外板に破口を生じ、また、真鍋丸Ⅱは、船首部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成28年7月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ マナベⅡ、0.2トン 271-38725岡山、個人所有 2.87m(Lr)×1.10m×0.67m、FRP ガソリン機関、132.4kW、平成27年7月 B 水上オートバイ 真鍋丸Ⅱ、0.1トン 271-38935岡山、株式会社濱西工業 2.66m(Lr)×1.07m×0.40m、FRP ガソリン機関、112.0kW、平成28年5月
乗組員等に関する情報	A 乗船者A ₁ 男性 22歳 操縦免許 なし 乗船者A ₂ 女性 20歳 操縦免許 なし B 船長B 男性 38歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成28年6月10日 免許証交付日 平成28年6月10日 （平成33年6月9日まで有効）
死傷者等	A 重傷 1人（乗船者A ₁ ）、軽傷 1人（乗船者A ₂ ） B なし
損傷	A 左舷外板に破口

	B 船首部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>A船は、無人で、‘真鍋島東岸の南側に面した砂浜’（以下「本件砂浜」という。）南方沖において、機関を停止した状態で船尾方に据置きされた錨から錨索を取り、船首を北方に向けて錨泊していた。</p> <p>乗船者A₁及び乗船者A₂は、錨泊したA船に乗船し、乗船者A₁が後部座席に、乗船者A₂が操縦席にそれぞれ船首方を向いて腰を掛けて会話中、左舷方から接近するB船を認めたが、いずれB船が間近で止まるものと思った。</p> <p>A船は、平成28年7月3日12時40分ごろその左舷中央部にB船の船首部が衝突した。</p> <p>乗船者A₁及び乗船者A₂は、衝突の衝撃でA船の左舷側に落水した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、12時00分ごろ本件砂浜を出発して本件砂浜沖を遊走した後、錨泊しているA船の西側にある‘B船に係留するための錨索の場所を示すブイ’（以下「本件ブイ」という。）を目指して東進を始めた。</p> <p>船長Bは、乗船者A₁及び乗船者A₂が船首方のA船に乗船しているのを見て、A船の手前で急旋回して水しぶきをかけることを思いついた。</p> <p>船長Bは、スロットルレバーを半開としてA船に接近していたところ、左旋回すると砂浜に接近して砂をポンプジェットに吸い込み、また、右旋回すると本件ブイに接触すると思い、どちらの方向に旋回するか迷い、決断することができなかつたので、水しぶきをかけることをやめた。</p> <p>B船は、船長Bがスロットルレバーを放したものの、減速しないでA船に衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突の衝撃で落水したが、落水している乗船者A₁及び乗船者A₂に気付いて両人をA船に救助した。</p> <p>本件砂浜にいた友人は、本事故の発生に気付き、救急車を要請した後、プレジャーボートに乗船者A₁及び乗船者A₂を移乗させ、他の友人数人が同乗して笠岡市笠岡港に向かった。</p> <p>乗船者A₁及び乗船者A₂は、笠岡市の棧橋に移送された後、待機していた救急車で病院に搬送され、乗船者A₁が左下腿部開放骨折と、乗船者A₂が左下腿部打撲とそれぞれ診断された。</p> <p>救急車の要請を受けた地元の消防署は、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
その他の事項	乗船者A ₁ 、乗船者A ₂ 及び船長Bは、友人及び友人の家族約10人

	<p>と共にバーベキューを行いながらA船、B船及びプレジャーボートの3隻でマリンスポーツを楽しんでいた。</p> <p>船長Bは、約1か月前に特殊小型船舶操縦免許を取得し、何度か水上オートバイで遊走した経験があった。</p> <p>船長Bは、本事故までに急旋回した経験があったものの、他船の至近で急旋回して水しぶきをかけた経験がなかった。</p> <p>船長Bは、これまで水上オートバイを操縦する際、友人から水上オートバイのポンプジェットに砂等を吸い込むことが無いようにと注意を受けていた。</p> <p>乗船者A₁、乗船者A₂及び船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、本件砂浜沖で錨泊中、乗船者A₁及び乗船者A₂が、話をしていたところ、その左舷中央部にB船の船首部が衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、本件砂浜沖を東進中、船長Bが、錨泊中のA船を見て水しぶきをかけようとA船に向けて接近した際、どちらの方向に旋回するか迷って決断することができず、減速する時機が遅れたことから、A船に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、友人から水上オートバイのポンプジェットに砂等を吸い込むことが無いように注意を受けていたことから、左旋回すると砂浜に接近して砂をポンプジェットに吸い込むと思い、また、右旋回すると本件ブイに接触すると思ったことから、どちらの方向に旋回するか迷って決断することができなかつたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本件砂浜沖において、A船が錨泊中、B船が東進中、船長Bが、減速する時機が遅れたため、A船に衝突したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他船の至近で急旋回して水しぶきをかけるなどの危険な操縦は行わないこと。

付図1 事故発生経過概略図

